

印鑑登録システムの取扱い について

令和 3 年 6 月 2 日

印鑑登録システムの取扱いに係るこれまでの当検討会での議論（その1）

第1回自治体システム等標準化検討会分科会（令和元年9月13日）

- 条例上の業務であり、今回の業務プロセス標準化の対象には含まれていない印鑑登録証明事務についても、今回の検討の対象に含めるかどうかを決めておいた方がよいのではないか。
- 印鑑登録については、一体的な流れなので議論に含めるべき。
- 印鑑業務に必要な機能は限られていて、ほとんどのベンダで既にある程度標準化できているのではないかと考えている。また、自治体としても窓口業務と印鑑業務は一体的な流れの中で実施されているため、システム標準化の議論に含めた方がよいのではないか。
- 一体的にという範囲はどうか。フローを分析する上で、住記と一体的に行われる業務を意識するということと、今回の標準化する住民基本台帳事務の中に印鑑登録を入れるということは別々である。業務の流れがつかないということから標準化に含めてしまうと、あらゆる業務が対象になってしまうのではないか。

住民記録システム標準仕様書【第1.0版】とりまとめに向けた全国照会（令和2年6月10日実施）での意見（抜粋）

- 印鑑登録機能を標準仕様に加えてほしい。
- 全国の自治体では、住民基本台帳事務と併せて印鑑登録事務を取り扱っている。また住民票と連動して市民の印鑑登録情報を管理する仕組みは、各自治体において共通の部分が多く、標準化の効果が高いと思われることから「印鑑登録」のシステムについてもあわせて標準化していただきたい。

印鑑登録システムの取扱いに係るこれまでの当検討会での議論（その2）

第4回自治体システム等標準化検討会（令和2年9月4日）

- 印鑑登録事務については、制度上住民基本台帳とは別の業務であること、地域情報プラットフォーム標準仕様及び中間標準レイアウト仕様においては、別のユニットであることから、今回の標準仕様書の作成と切り分けた。
一方で、住民基本台帳業務と窓口業務を一体的に実施している自治体が多いことや、システム自体も同一のところが多く、住民記録システムの標準化の議論と切り離すことができないという意見もあることを踏まえ、今後、印鑑登録事務の標準化について検討したい。
- 印鑑登録事務の標準化はこれから検討していくという説明があったが、検討のおおよそのスケジュール感を教えていただきたい。印鑑登録事務はシステムとしては住記とだいたい同時に調達されるもの。印鑑登録事務の標準仕様が整った後にシステムを入れ替えたいという自治体が多いと思う。
- 印鑑登録事務の標準化を図る時期は決まっていない。例えば、第1グループと位置付けられている業務は、来年の夏ごろまでに標準仕様書を作るとされており、そこを目指すことも考えられるが、相談しながら進めていきたい。



印鑑登録システムの取扱いに係るこれまでの当検討会での議論（その3）

住民記録システム標準仕様書【第1.0版】での整理（令和2年9月11日）

- 印鑑登録システムの標準化については、①制度上、住民基本大領業務とは別の業務であること、②地域情報プラットフォーム標準仕様及び中間標準レイアウト仕様においては別のユニットであることから、住民記録システム標準仕様書には含めないこととした。

【参考】住民記録システム標準仕様書【第1.0版】（抜粋）

第1章 本仕様書について

3. 対象（2）対象分野

本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様（※）における住民基本台帳ユニットとする。

※ 現在、各府省のシステム標準化の取組は、「新経済・財政再生計画改革工程表2019」（令和元年12月19日経済財政諮問会議決定）に基づき、地域情報プラットフォーム標準仕様のユニットを単位として検討がなされている。

これは概ね住民基本台帳制度上の事務と対応しているが、必ずしも1対1で対応しているわけではない。例えば、戸籍の附票の管理は住民基本台帳制度上のものだが、地域情報プラットフォーム標準仕様では、住民基本台帳ユニットではなく、戸籍ユニットに位置付けられている。また、印鑑登録については、実態として、住民記録システムと密接に関連しているが、別ユニットであるため、本仕様書の対象外とする（ただし、印鑑登録についても考慮することとする。例えば、1.1.14統合記載欄において、印鑑登録証明に係る事務処理上の氏名のカタカナ表記を必要とする場合に氏名のカタカナ表記を記載することについて、例示する）。

標準化対象事務の考え方（その1）

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいう。

【考え方】

- 累次の閣議決定において、標準化の取組の対象分野は、児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当並びに子ども・子育て支援とされている。
- 標準化法第2条第1項の規定に照らして、事務の共通性や住民の利便性の向上、行政運営の効率化に資するという標準化対象事務の趣旨に合致する事務については、システムの実態や関係府省及び自治体の意見等を十分に踏まえた上で、対象に追加していくことも考えられる。

標準化対象事務の考え方（その2）

【参考1】「デジタルガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）（抄）

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度（令和2年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（児童手当（内閣府）、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省））について、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。

各府省は以下の事項に取り組み、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。

【参考2】令和3年4月15日衆議院総務委員会議事録（抜粋）

○櫻井委員（立憲）

標準化対象事務について、（略）2条1項の要件を満たせば、17の事務以外にも追加はあり得るのでしょうか。

○高原政府参考人

御答弁申し上げます。標準化法案では、事務処理の内容が各地方公共団体で共通し、統一的な基準に適合する情報システムを利用することが住民の利便性向上や行政運営の効率化に寄与する事務を対象として規定しております。現在進めております標準化の取組においては、デジタル・ガバメント実行計画などの累次の閣議決定において、地域情報プラットフォーム標準仕様等を参考として整理された、住民記録、地方税、社会保障、教育に関する17分野の業務でございます。それで、17業務以外の業務でございますが、事務の共通性など、標準化法案における標準化対象事務の趣旨に合致するものについては、関係府省及び地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、対象に加えることも検討し得るというふうにご考えております。以上でございます。

印鑑登録システムの取扱いの方針（案）

事務の性質

- 印鑑登録事務は、法令によらず、市区町村の条例に基づくものであるが、国において、印鑑登録事務処理要領が示されている。
- 当該要領においては、印鑑登録の登録資格を住民基本台帳に登録されている者に限ることとしており、転出入に関する情報等を随時連携することとしているなど、住民基本台帳事務と印鑑登録事務は相互に密接に連携している。

【参考 1】印鑑の登録及び証明に関する事務について（昭和 49 年 2 月 1 日自治振第 10 号）（抄）

第 2 印鑑の登録に関する事項

1 登録資格

- (1) 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法に基づき、当該市町村が備える住民基本台帳に登録されている者とするものとする。

第 5 印鑑の登録の廃止等に関する事項

3 印鑑登録のまつ消

- (1) 市町村長は、当該市町村において印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）こと又は外国人住民にあつては、法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）のほかそのものに係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録をまつ消するものとする。

【参考 2】印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る留意事項等について（平成 2 年 7 月 30 日自治振第 7 2 号）（抄）

1 今回の改正の内容について

- (注) 3 印影以外の事項については、住民記録システムと連動させることにより、住民記録システムが保有する該当事項を印鑑登録原票の登録事項として活用することとして差し支えない。

また、この場合において、住民基本台帳法上の届出に基づき、又は職権で行われた住民記録システム上の記録の修正をもって、印鑑登録原票の登録事項について同一の内容の職権修正を行ったものとして差し支えない。

印鑑登録システムの取扱いの方針（案）

システムの実情

- 住民記録システムと印鑑登録システムをパッケージで導入している市区町村は96.1%にのぼり、市区町村のシステムの実態として、住民記録システムと印鑑登録システムは一体的なものとして運用されている。
【参考】「住民記録システム」と併せてパッケージ導入している他システムについて（令和元年10月1日現在 行政経営支援室調べ）
・住民記録システムと印鑑登録システムをパッケージで導入する市区町村 96.1%（1,617/1,683市区町村）
- 現状の印鑑登録システムの仕様を把握するため、複数の市区町村から、システムの仕様書等について提供を受けて、機能要件等の比較を行ったところ、大きな相違は確認できなかった。



- 印鑑登録事務の性質やシステムの実情を踏まえれば、印鑑登録事務を標準化対象事務と位置づけることは、標準化法の趣旨に沿い、住民の利便性向上や住民基本台帳関連業務のより効果的・効率的な運営に寄与するものであり、標準化・共通化の取組の効果をさらに高めることにつながると考えられる。



- ①印鑑登録システムの標準仕様書を作成すること
- ②住民記録システム標準仕様書の改定を予定している令和3年夏に併せて公表すること としてはどうか